

横浜市市民活動推進委員会答申

平成14年8月

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・	1
1 横浜市における市民活動の現状とこれからの市民社会	・・・・・・・・	2
2 市民活動推進にあたっての基本的な考え方	・・・・・・・・	5
3 答申		
(1) これからの市民活動支援施策についての基本的な考え方	・・・・・・・・	6
(2) 財政的支援について	・・・・・・・・	10
(3) 活動拠点について	・・・・・・・・	12
(4) 人材、連携について	・・・・・・・・	14
(5) 市民活動支援センターの機能充実・拡充及び地域レベルへの展開	・・・・・・・・	17

はじめに

「横浜市市民活動推進委員会」は、横浜市市民活動推進条例第 8 条に基づく市長の附属機関です。

平成12年 8 月に「横浜市における市民活動に対する助成のありかた」について市長より諮問を受けて以来、これまで諮問事項についての検討を進めるとともに、市民局の事業である「横浜市市民活動推進助成」に関する内容の検討及び申請団体の審査を行いました。

諮問事項は、市民活動に対する助成のあり方についてですが、市民活動推進全般から見渡して考える必要があることから、財政的な支援から広く市民活動推進について議論を行いました。

この答申は、このように横浜市における市民活動の現状を踏まえながら、市民活動推進について必要と思われる事柄をまとめたものです。

1 横浜市における市民活動の現状とこれからの市民社会

(1) 横浜市における市民活動の経緯及び定義

開港以来の先取的な風土の中で、横浜市では、明治の頃から医療福祉や人権擁護などの先駆的な活動が行われてきました。その後、近代化、高度経済成長等の影響を受ける都市の中にあって、社会的な課題に取り組む市民活動の流れも盛んで、全国的に評価を受けている活動も多くあります。

平成11年3月の「横浜市市民活動推進検討委員会報告書」では、市民活動が活発化し、市民、行政、企業が多様なサービスを供給することで、より豊かな市民社会が実現できることを期待して、「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）」を提案しています。この「横浜コード」をもとに、平成12年3月に「横浜市市民活動推進条例」が公布されましたが、この条例では、「市民活動」は、次のように規定されています。

第2条 この条例において「市民活動」とは、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公益を害するおそれのあるものの活動

(2) 市民活動団体の課題等

平成13年11月から12月にかけて、市民局及び横浜市市民活動支援センター（以下「市民活動支援センター」という）により市民活動団体へのアンケート調査が行われました。アンケートの送付対象は、市民活動支援センターの利用登録団体、市民活動推進助成金の交付団体及び市民活動支援機関のホームページ等から抽出した団体です。

回答のあった348団体の傾向については、活動分野では、「保健・医療・福祉」が最も多く、活動範囲は、「市域程度」とした団体が最も多いという結果でした。

活動年数は、「3年以下」及び「4年から10年」が、それぞれ3割強となっており、年間財政規模は約6割の団体が100万円未満となっています。

また、8割以上の団体が、自分達の団体に「不足している」点または「課題」があると回答しています。具体的には、情報に関しては、「活動したいと思っている人の情報」や「助成金情報」、場に関しては、「会議室・イベント等の活動場所」、資金に関しては、「交通費等活動者の経費」、「日常の活動を行うための経費」、他団体との連携に関しては、「同様の活動をしている団体との連携」が最も多くあげられています。

この調査の回答団体は、市民活動支援センターの利用登録団体が多いこともあって、同センターのブランチがある区に多くなっています。それらの団体だけについてみると、調査全体に比べて「区内」や「区内及び隣接区程度」を活動範囲としている団体が多く、ブランチが、身近な地域を活動範囲としている団体に使われていることが推測されます。

(3) 横浜市の市民活動推進施策の現状

横浜市は、平成12年度から市民活動推進事業として、市民活動支援センター及び市民活動推進助成金により、情報・活動場所の提供、運営経費の助成などを行っています。

このほかにも、活動分野や活動地域によって、環境保全活動に対する助成、区におけるまちづくり活動に対する助成などのほか、各種の外郭団体が実施しているさまざまな助成制度があります。活動場所については、区福祉保健活動拠点、リサイクルコミュニティセンター等活動分野に応じた活動拠点が整備されており、また、地区センターなどの市民利用施設も市民活動に利用されています。

これら市民活動支援に係る施策は、事業の所管部署ごとに行われており、統合的なものとなっていない状況にあります。

(4) 来るべき社会像

地域社会を支える公益的な機能は、従来の日本においては行政が果たすべきであると考えられてきました。そして行政が直接これを担うと同時に、行政を補完するシステムとして町内会、自治会など、いわゆる地縁組織の協力を得て住民サービスの提供や、住民ニーズの把握をしてきました。町内会・自治会は構成主体（メンバー）は世帯を単位としており、原則的には行政区域にまんべんなく存在

し、多くの世帯は転入と同時に加入する傾向がみられます。

このような町内会・自治会と行政との従来の「連携」と比較して、新しく台頭してきた市民活動団体は、一人ひとりの自発的な参加を基盤とする活動組織であり、行政区域にまんべんなく存在するのではなく、自らの関心領域に限定的に関わる特性を持っています。

この市民活動の中心を担っているのが、地域に根差して自発的に発生した数多くの公益的な活動を目指す市民活動団体です。これらの団体の中にはNPO法人格を取得するものも現れていますが、いずれも自発性に基づくことで共感性を大切にしながら地域の人々と協働することを目指した活動であり、町内会・自治会とは異なった形でコミュニティ形成には欠くことのできない新しいタイプの公益活動といえるでしょう。

さらに公益的な活動については、上記のほかに財団法人などの公益法人も担っていますが、有限会社、協同組合、コミュニティビジネスなども、公益的な機能を果たすことがあることを考える時、民間の非営利的な活動と行政との連携が一層強められていくことに期待が寄せられます。

行政は、原則として、あらゆる市民に公平に関わらなければならないのに対し、市民活動をはじめとした公益的な活動は、個別にかつ機動性をもって対応できますし、行政の枠組みを越えて新たな社会サービスを提供できる可能性をもつものといえるでしょう。

今後、多様な主体による地域の活動が活発に行われ、市民がイニシアチブをとり、市民・企業・行政がともに支えていく地域社会への展望が望めます。

そのためには、行政の市民活動支援において、市民活動の自立性を確保し、促進することを、念頭に置きながらすすめることが重要です。そして、行政のみならず、市民、企業が協働して、社会的課題の解決に当たることが必要なことから、行政においても、市民、企業の理解と協力が高まり、市民活動が活発になるような橋渡しを担うとともに、システムづくりに取り組むべきです。

2 市民活動推進にあたっての基本的な考え方

当委員会への諮問の中心となっているのは、横浜市市民活動推進条例の理念を踏まえた上で、「市民活動支援の対象とすべき団体、事業の範囲、市民活動の自立性を損なわない、又は自立化をすすめる方向での支援の仕方」はどのようなものか、というものです。これを踏まえ、市民活動推進を検討するにあたっては次のことを基本にしています。

(1) 多様な市民活動団体の実態に即した施策の実施

市内に拠点を有する市民活動団体の実態は様々です。活動範囲についても、身近な地域に根差した活動を行っている団体もあれば、行政区域を超えた活動を行う団体、あるいは日本国外を活動の場としている団体もあります。運営形態についても、専従で携わるスタッフをおいている団体もあれば、会員の分担制、交代制等によって運営している団体もあります。また、活動に専門的な知識や資格が必要なものもあれば、市民が気軽に参加できる活動もあります。

こうした実態を踏まえて、区・地域レベルでのきめ細かな支援やマネジメント力を高めるための支援など、実態に応じた支援施策を展開することが必要です。

また、地域で暮らす市民一人ひとりにとって、教育・地域福祉・防災・環境の問題等は、それぞれ分断されたものではありません。そのため、市民活動の支援は、行政機構の縦割りを解消し、行政内での横断的な連携を進め、総合的に行われるべきです。

(2) 効率性の視点に立った活動資源の提供

横浜市では、既に場、資金、情報といった活動資源の提供を行っています。市民活動を支援する施策は一層充実されることが望ましいですが、今後も厳しい財政状況が続くと予想されることから、既存制度の改善等を行うことで新しい資源を開発し、効率的に事業を実施していく必要があります。

また、適切な評価の視点も持つべきであって、市民活動の育成、社会的効果、次世代の育成、公正さなどの視点から評価することが考えられます。

3 答申

以上の認識をふまえ、諮問事項「横浜市における市民活動に対する助成のあり方」について次のとおり答申します。

(1) これからの市民活動支援施策についての基本的な考え方

以上に述べた、横浜市をめぐる社会的経済的推移を念頭に置くと、これからの横浜市の市民活動支援については、次のような基本的な考え方に基づくことが適当であると考えます。

ア 地域社会における社会貢献的な活動の力の存在 ～「新しい公共」論

今日「新しい公共」という言葉が盛んに語られています。国家ないし行政だけではなく、市民社会の中にも、公共的な事柄を考えたり、公共的な仕事を自ら担おうとする意思と力が存在している、という考え方がそこに示されています。

私たちも、身近な地域社会でこうした「新しい公共」の担い手が存在し、実際に活動していると考えています。そして、こうした活動は、地域社会の人々や行政がより適切かつ自覚的に支援すれば、もっともっと力を発揮できるようになるだろうと考えます。

これからの厳しい時代において、これらの力は大変貴重なものであって、横浜市においても、これまでの市民活動支援の方策を点検し、本答申を参考にしつつ、これらの力をより良く発揮できるための支援を行なっていくべきです。

これらの力を受け止める従来の窓口としては、福祉保健系の分野では、区社会福祉協議会や保健所（福祉保健センター）などがありますが、それ以外の分野の多くを、区役所地域振興課の生涯学習支援センターのほか、さまざまな窓口（注1）で初発段階の相談を受けつける、というものでした。この生涯学習支援センターを利用している団体の中には、自分のためではなく他人のために（つまり社会のために）活動しようという公益志向的で社会貢献的な団体が数多く存在し、貴重な社会貢献的な活動を行っています。

これこそ「新しい公共」と言われているものの実際の姿です。この力に対してこそこれからの時代に十分な支援を行っていく必要があります。

ところが、このような力に着眼した支援はこれまで十分に自覚的に行われてきたとは必ずしも言えないと私たちは考えます。

（注1）市民活動支援センター、女性フォーラム、フォーラムよこはま、国際交

流ラウンジ 等

イ 地域社会の中の社会貢献活動の力の実際 ~地域に根差した活動スタイル

現在横浜の地域社会で貴重な社会貢献的活動を行っている市民活動は、どのような特徴をもち、どのような支援を必要としているのでしょうか。

私たちの知っているところやいくつかの調査によれば、これらの活動団体は、特にコミュニティ・レベルの地域に根差した活動スタイルをもっていることが特徴的です。

したがって、これまでも地域生活の基礎を支えてきた包括的な地域組織である自治会・町内会と、これらの市民活動団体とが役割を適切に分担し協働していくことが、これからの厳しい時代を地域社会が乗り切っていくために不可欠です。実際、自治会・町内会との関係がうまくいっているところでは、これら市民活動は、活動スペースを安価に保障されるなど、活動しやすい環境を与えられています。そして、自治会・町内会にはなかなか手の回らない分野で、先進的なアイデアを実践しながら成果を挙げています。

ウ 活動場所の支援と横浜市の地域施設

横浜市の施策は、これらの公益志向的で社会貢献的な市民活動にとって必要十分な支援となってきたとは言い難いと思われます。その大きな一つは、地域施設の問題です。これまでの横浜市の地域施設の中心となってきた地区センターやコミュニティハウスなどは、これら公益志向的社会貢献的な市民活動にとって貴重な場であることは間違いありません。しかし、同時にこれらの施設に対するいろいろな不満もよく聞かれます。その不満には二種類あると思われます。

一つは、特に生涯学習活動の団体にみられると思われますが、思うように活動場所が確保できない、定期利用ができない、など利用のルールと量的充実に関する不満です。

もう一つは、特に社会貢献的な活動にとっての問題ですが、地域住民の活動及び交流の場となる多目的施設として整備されているため、施設内容が必ずしも活動のニーズに即していないという不満です。これらの活動団体にとって必要とされているのは、団体の目的としている活動や事業を行なう場もさることながら、事務仕事やミーティングなどのいわば組織業務を行なう場所、事務所

機能をもつ場所が渴望されているということです。つまり、市民活動支援センターのような機能が必要とされているのです。

しかも、先に指摘した「地域に根差した」活動スタイルを考慮すると、そうしたものが、比較的身近にあることが重要です。現に前述の市民活動団体へのアンケート調査でも、市民活動支援センターが、比較的近辺に存在しかつ比較的狭いエリアで活動している団体によってよく利用されていることが分かります。

エ 市民活動支援センターの地域展開による市民活動団体のネットワークの構築

そこで、これら社会貢献系の市民活動団体のニーズに合致した地域施設を、身近な地域に用意するため、まずは各区に一つ整備することが望まれます。

しかし、その際注意すべきことがいくつかあると思われます。

まず第一に、公益志向的で社会貢献的な市民活動は横の連携の必要性を感じているという特徴があることです。これが、このところ横浜市においてもまた全国的にも注目されつつある、いわゆる「中間支援組織」というものです。これは、市民活動を支援するサービスを提供するもので、これから市民活動が成長していくために重要な機能と考えられます。

こうしたサービスを、場合によっては地域の市民活動から成長してきた中間支援組織、即ち市民活動に携わりながら自ら市民活動を支援する機能を担おうとする市民によって立ち上げられた組織に、委託することも考えられます。

この市民主導型の中間支援組織は、まだ萌芽的段階というところでしょう。区によっても実情は大きく違います。ですから、あまり具体的な提言はここでは控え、各区の区役所と区民の工夫に委ねたいと思いますが、区の実情に応じて多様な姿で立ち上げられたこうした中間支援組織が中心となって「市民活動支援センター」を運営できれば理想的です。ただ、そこで注意すべきは、こうした連携組織がボランティアでセンターの管理運営を担ってくれるだろうというのは幻想的であるということです。やはり専従職員をきちんと置いて事務処理の安定性を保障すべきであり、市民活動団体である中間支援組織は理事会のようなものとすべきです。また、行政からの委託にあたっては、公平性等に留意して適正なサービス提供が行われるよう、注意しなければなりません。

第二に、以上に述べたいわば区版の市民活動支援センターの構想にとって、現在の生涯学習支援センターは一つの萌芽とっていいスタイルをもつことです。13年3月に委員会で行なったグループヒアリングにおいても、生涯学習支援センターが、あらゆる市民活動の初動期の相談窓口として有効に機能して

いることがわかってきています。このことを生かしながら、組織的な整理を行ない、市民活動支援センターに結びつけていくべきだと思います。

第三に、更に進んで、福祉保健系との縦割りを排した連携が重要であるということが強調されるべきです。「市民活動支援センター」というのは機能概念です。「市民活動支援センター」は市域レベルでのものと区域レベルのものが考えられますが、市民活動団体が、気軽に集ってミーティングや事務作業その他の組織業務を行なえるスペースが「市民活動支援センター」なのであって、それは場合によっては、自治会・町内会館かもしれないし、地域ケアプラザかもしれないのです。あるいは、そろそろ建替えの時期を迎えている古い地区センターの改築にあたって、市民活動支援センター的な構想を盛り込む方法もあります。市民局は「市民活動支援センター」をつくり、福祉局は活動拠点を作り、...というのでは、行政の縦割りの弊害を地域に持ち込むものであり、無用の混乱となわばり意識をもたらし、結局これからの厳しい時代を地域社会が乗り切っていくシステムを作ることに失敗する結果をもたらしかねません。局間の調整を充分に行い、市民にとって活動しやすい環境をつくる必要があります。

第四に、上記のことと関連しますが、中間支援組織や区版市民活動支援センターを構想していく場合に、むろん各区の実情に配慮しながらですが、一般的に言うと区社会福祉協議会と連携することが必要であると思われます。福祉保健系の市民活動団体は、公益志向的で社会貢献的な団体であり、むしろその古くからある典型的なタイプということが出来ます。ともに協力しあって、これからの地域社会を築いていくべきであり、中間支援組織や区版市民活動支援センターの構想にあたって留意すべきです。

オ コミュニティ・ビジネスの課題

これからの時代の市民活動がコミュニティ・ビジネス的方向を意識することは重要であると考えます。コミュニティ・ビジネスは世界的に見てもまだ実験段階であり、その将来や可能性はまだよく分かっていませんが、横浜市内の動きだけを見ても、注目してよい動きとなっているといえると思います。市民活動支援センターの設計においても、可能なところでは、コミュニティ・ビジネス的な特徴付けやスペースの設計をしていくべきであると思います。

この答申を提出するに当たって、委員会では以上のような観点を念頭に置いて議論しました。以下、具体的な項目にそって提言します。

(2) 財政的支援について

ア 市民・企業の寄附もとりこんだ基金の創設

現在、横浜市は、事業内容や地域に応じて市民活動への助成を行っています。それらは担当部局の施策に基づいて行われています。そのため、市民活動という総合的な視点で既存の助成制度を再点検し、内容が重複するものについては、統廃合も行うなど、横浜市として効率的に市民活動への支援が行われるようにすべきです。

市民活動への財政的支援については、行政の財源だけでなく、市民や企業からも幅広く集めるべきですから、市民、企業の寄附も募って原資とする基金として創設することが望ましいと考えられます。

イ 市民活動団体への寄附金に対する市税の優遇

国においては、平成13年8月から、一定の要件を満たす特定非営利活動法人（認定NPO法人）への寄附金の控除を認める税制上の特例措置が講じられていますが、税制度上の制約から、市税には、この寄附金控除を適用できない状況にあります。市民活動を支援する観点から、地方税にも適用することができるよう、国に対して求めていくべきです。同時に、横浜市としても、現行税制度の範囲内で可能な市民活動団体への寄附金控除の方法も、他の公益法人とのバランスも考慮しながら検討すべきです。

そのことにより、市民活動団体が、独自の努力により、市民から直接幅広い支持を受けることが可能になり、団体の活動に対する説明責任や運営上の透明性も向上することになると考えられます。

ウ 市民活動団体への事業委託の促進

近年、NPOへの事業の委託の促進が議論されていますが、市民活動の持つ弾力性、機動性、共感性などの特性を事業運営に生かすために、市民活動団体に事業を委託することは意味深いことです。そのために、どのような事業が市民活動に委託できるか、また、それはどのような形で可能なのか、現在の事業をまず点検し、検討することが必要です。

エ 市民が市民活動を支える仕組み

行政からの財政的な支援も有効ですが、市民が広く市民活動を支えることも必要です。欧米に比べて、日本は民間からの寄附が少ないと言われますが、市民が支えあう公の領域を拡大していくための環境づくりを図っていくべきです。

例えば、近畿労働金庫の「NPO寄付システム」は、預金者が、「紹介NPOリスト」から寄附したいNPOを選択して申し込むと、月1回、年1回など指定した頻度で定期的に預金口座から寄附金が引き落とされ、当該NPOの口座に寄附されるシステムです。寄附額は、100円から100円単位で設定することができますので、気軽に参加することができます。紹介先のNPOは、NPOの支援機関の協力を得てリストアップされています。横浜市においても、このような寄附がしやすいシステムが民間で開発されるような環境づくりを行うことも考えられます。

なお、当然のことですが、市民活動団体自身が、市民の支持を得られるように、活動をPRするとともに、活動を継続するために、自己資金開発の努力も必要です。このために、市民活動支援センターが各団体の運営能力向上のために、助言・支援機能を強めていくことが急務です。そのためには、後述するようなアドバイザーの派遣などが考えられます。

(3) 活動拠点について

ア 既存施設の運営の見直しによる活動の場の拡大

市内のさまざまな施設が市民活動に利用されています。地区センターなど区民利用施設の運営が、区民利用施設協会の設置などにより、利用者の意見を反映しやすい管理運営に向け改善が図られているように、利用しやすい施設の運営への努力がなされているところですが、利用者からは、施設が使いづらいという意見も未だに聞かれるところですが。

既存の施設について、市民の目線にたった施設運営をより積極的にすすめることで、活動の場が広がります。そのためには、市民の運営への「参加」、すなわち企画への「参画」から、ひいては「市民運営」を広め、だれもが気軽に利用できる弾力的なシステムづくりを推進することが望ましいと考えられます。市民活動団体に施設運営を委託することも検討すべきだと考えられます。

イ 遊休・余裕施設の活用・開放による活動の場の拡大

前項で述べたような施設運営の見直しによる活動の場の拡大の他に、利用を終えた市の施設など遊休・余裕施設の活用・開放をはじめとした活動拠点の整備手法を検討すべきです。また、後述するように、空き店舗などの民間資源と市民活動との橋渡しをすることも有効でしょう。

ウ 共同事務所の設置

場の提供という意味では、現在市民活動支援センターやその他施設での会議室等の提供が行われています。市民活動団体は、目的や活動内容に応じて、これらを利用しています。

ところで、こうした場所の確保も必要なことですが、市民活動団体にとっては、団体の運営のための経常的な拠点をもち、活動の持続性、発展を考える上でも重要なことです。

この点については、現状では、市民活動支援センターで、レターケースやロッカーの貸し出しを行っていて、郵便物の送付先や印刷用紙の保管などの事務所的機能を果たしています。

日常的に団体の運營業務を行える事務所の提供については、他都市におい

ては、公的施設を共同オフィスとして市民活動団体へ貸与している事例もあります。現在、横浜市は、団体が自己努力で事務所を確保するための経費の一部を「市民活動推進助成金」として助成していますが、施設の提供は行っていません。

市内の実例では、ある民間ビルに入居した複数の市民活動団体間に交流が生まれていますが、このように、ひとつところに事務所をもつことにより、団体間のネットワーク化の促進を図ることができます。また、お互いに触発しあう中から、新たな事業展開を生むことにもなります。

事務所については、市民活動団体自身が確保すべきであるとする意見もありますが、市民活動の活発化を考える上で、共同事務所としての場の提供を行政が支援することも意義があると思われます。

エ 民間施設の活用

商店街の空き店舗や、企業が有する会議室などの地域にある民間の資源が市民活動に提供されることができれば市民活動の推進に大きく寄与することになります。

横浜市内では、市民活動団体が空き店舗を借りて活動拠点としたことをきっかけに、商店街の人通りの増加や市民活動団体と地域との交流が生まれて、商店街と市民活動団体の両者が活発化している事例や、商店街の取り組みとして、市民の活動発表の場となるような商店を設置し、地域に還元している事例もみられるところです。

こうした民間資源と市民活動とをつなぐことも推進施策のひとつとして考えられます。

(4) 人材、連携について

ボランティアの養成講座など人材の育成は、既に局・区、外郭団体、市民活動支援センター等で行われてきたところであり、団体同士のネットワーク化等についても、これまで進められてきたところですが、今後以下の事柄について、更に進めるべきと思います。

ア 経理・マネジメント等の人材育成、コーディネーターの派遣

今後、市民活動は、法人化のみならず、専門的知識と透明性が求められます。とりわけ団体の規模が拡大すると団体運営にかかわる事務の増加などから専従で携わるスタッフを必要とする傾向があり、経理やマネジメント等の専門性を有する人材の育成が必要となってきます。そのため、専門性を有する人材の育成のための研修会、コーディネーターの派遣などを行うことが有効です。

イ 様々なライフステージにある市民が市民活動に参加しやすい環境づくり

少子高齢社会の進展による社会への影響が問題となっている中で、特に、青少年及び高齢者が市民活動に参加しやすくなるよう、環境づくりをすすめるべきです。市民活動は、人と人の交流による喜びやおもいやりを実感できる機会を作り、豊かな感性を持ち広い視野で物事を捉える青少年を育むものです。また、勤労者や高齢者に対しては、福祉活動等のボランティアの主体として、心の豊かさを実感し、元気を与える機会となります。

市民が市民活動に参加しやすい環境をつくるための方策として、例えば次のようなことが考えられます。

青少年層に対しては、ボランティア体験プログラムの実施や、学生のボランティア活動参加を支えるための交通費程度の額を受入団体へ助成する。勤労者や退職後に知識や経験を生かして市民活動に参加する人たちを対象とした市民活動団体の仕組みや理念等を理解するための入門講座を開催する。

公園愛護会や遊び場、広場の管理などで実施されてきた、一種のアドプト・プログラム（注2）による市民参加の展開を図る。

（注2）アドプト・プログラム

公共用地の一定区間を「養子（ADOPT）」とし、市民や地元企業が

管理者に代わって、その地域で定期的な清掃美化活動等をボランティアとして行う制度。

ウ 団体間の交流・ネットワーク化の推進

市民活動を行う人や団体間の交流は、お互いに触発しあうことで市民活動の活発化を促す効果があります。そのため、市民活動支援センターで市民活動の交流やネットワーク化を進めるべきです。また、市民活動支援センターに限らず、区民に身近な施設を利用する団体間の交流・ネットワーク化を図ることも有効と思われます。

エ 地域の自治会・町内会等と市民活動団体との協働

市民活動が地域で展開される際に、地域との連携が大切です。市民活動と自治会・町内会等が、お互いを理解し、協働して課題解決に取り組むことが、ひいては豊かな地域を作っていくことにつながります。同様に、行政委嘱委員、子ども会、老人会、婦人会等についても、市民活動団体との積極的な交流を図ることにより、活動のより一層の発展が期待できます。

市民活動と自治会・町内会等との協力がすすむための環境づくりを促進することが望ましいと考えられます。

オ 多様な主体による連合体（コンソーシアム）の創設

横浜市は、市立大学を有する数少ない都市であり、大学から、市民、市民活動団体に対する支援サービスが始められています。これ以前にも金沢区内において大学の研究者と地域のさまざまな団体との連携が図られてきた実績もあり、また最近では、平成13年度に市民活動支援センターと横浜市立大学との連携に基づいて、日韓シンポジウムが開かれているところです。

同様に、市内の私立大学においてもボランティア活動支援の動きが見られません。

横浜市内にある大学が、企業、地域、市民活動団体の連携を進め、幅広い専門分野から助言、支援ができるようにし、こうして、市民が福祉、街づくり、環境保全、国際協力、教育などの問題に研究者と手を携え活動し、活動内容の

質的な向上を図ることが望ましいと考えられます。将来的には、様々な主体がゆるやかなコンソーシアム（連合体）を形成し、相互に交流し、理解を深め、協力し合うことで、活力ある地域を作っていくことも視野に入れるべきです。

(5) 市民活動支援センターの機能充実・拡充及び地域レベルへの展開

平成12年10月に開設した市民活動支援センターは、全市的な市民活動情報に関する総合案内所として、(社福)横浜市社会福祉協議会や(財)横浜市国際交流協会、(財)横浜市女性協会などが支援する分野の活動の一次的な相談・情報提供、専門施設窓口への橋渡し、さらに、子ども・青少年、環境などの分野における専門的な相談・情報提供を行っています。また、会議室・研修室、ロッカー、レターケースや印刷機の貸し出しなど活動拠点としての場の提供、各種講座、研修による人材や団体の育成などを行っています。

市民活動の支援策を進めるためには、市民活動支援センターの機能を充実・拡大すべきです。

ア 現在の市民活動支援センターの機能の充実

市民活動支援センターの支援は、市民活動をしている、または活動しようとしている個人、団体を対象としていますが、今後の社会の中で地域を支える役割を担うであろう市民活動団体への支援に一層幅広く取り組んでいくべきでしょう。

まず、情報の提供や相談、研修業務の充実を図る必要があります。市民活動団体の情報や、活動に利用できる場に関する情報、行政や公益法人等の実施している助成制度に関する情報の提供能力を高めることが必要です。

また、各種相談業務の質的向上や研修事業の充実を図る必要があります。これまでに実施された「市民活動入門講座」などの個人向けの研修や相談のほか、今後は団体支援についても充実を図り、幅広く支援できる体制を整えていくべきでしょう。

次に、「人材、連携」の項でも述べたように、マネジメント・経理などの支援、講師・学習コーディネーターの派遣、専門分野での研究者・企業・学校等の紹介など相談、研修事業の拡大と充実があげられます。

さらに、市内にある各分野の市民活動支援機関、大学等との連携は既に図られているところですが、諸機関との連携を一層図る必要があります。

イ 地域レベルでの活動拠点の展開

現在は市中心部のセンターと北部及び南部の各1か所にランチが置かれていますが、ランチを活用している団体は、設置区で活動している団体が多

くなっています。区単位程度の身近な地域に活動拠点を展開することで、市民活動が活発になることが期待できることから、まず区単位程度で拠点を整備していくことが有効です。

既に、生涯学習支援センターや、福祉保健関係の活動については区社会福祉協議会が、区での市民活動支援に携わっています。生涯学習支援センターで支援する活動には、学習活動や趣味の活動など必ずしもここでいう市民活動とは言えないものも含んでいますが、生涯学習として始めたものが、公益的な市民活動へと移行していく事例もあり、実際には市民活動支援と重なる部分も多くあります。また、全区にあるわけではありませんが、国際交流など専門分野で市民活動を支援している拠点もあります。それらの統合・連携により、市民活動の総合的な支援がなされるようすすめていく必要があります。

区レベルでの活動拠点の運営は、専門性を確保する観点から、中間的な支援組織によって、その機能を活用しながら推進されることが望ましいでしょう。ただし、市民活動の実態は、区によって違っているので、活動拠点を運営する中間支援組織については一律に考えられるものではなく、各区の市民活動の状況に応じ、地域の特性を生かした形態で運営することが望ましいと考えられます。その具体策については、別に詳細な検討が必要でしょう。